

諮問庁：検事総長

諮問日：令和5年3月13日（令和5年（行個）諮問第82号）

答申日：令和5年11月16日（令和5年度（行個）答申第110号）

事件名：本人に係る特定期間の記録の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、刑事事件の捜査の過程で作成された文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）については、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とし、本件対象保有個人情報1以外の保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」という。）については、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年11月8日付け○高企第316号により特定高等検察庁検事長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取り消しを求め、全部開示又は本当に本件請求保有個人情報がないのかを調査する事を求めます。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

企画調査課に対し、こうえき通報又は苦情を調査行った、求めた物が存在しない事などありえない。又存在しない事は、公文書管理法や憲法上の知る権利、行政機関の保有する情報の公開に関する法律や、法など数々の法律に違反するためてつて的に調べてほしい。又、組しきして告訴受理義務がないなど解答して、上司等への取りつぎしない事など法（原文ママ）や検察の根本に係わる物である。又、刑訴法53条の2で訴訟に関する記録とは、どこまでさすのか基準があいまいで、又、まだ何もそうさ、訴しょう手続き始まってなく、門前払いされた物もふくむのか、又、それらが開示するはんいが各検察庁でも違う（例○○）。私の氏名は日付開示した一部開示だったなど極めて○○（解読できず）れいもしくは基準がないものである。これらも上記の法、憲法上違法不法であり、又、全く訴訟関係ない一般的な質問やアポ取り等もあるなか何ひとつ残ってない。開示

しない事は、私の数々の権利をしんがいし違法な事から審査請求します。又、すみやかしもんされて、口頭意見ちんじゅつ、証拠等提出に進みたいと考えるため。行政不服審査法はじめ、じんそくにしもん求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件は、開示請求書記載の本件請求保有個人情報を対象とした開示請求である。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求のうち、本件対象保有個人情報1の開示を求める部分については、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2第2項の規定により、その存否にかかわらず、法第5章第4節の適用が除外される「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するため不開示決定を行い、本件対象保有個人情報2の開示を求める部分については、作成又は取得しておらず、保有していないため不開示決定を行った（原処分）。

2 諮問の要旨

審査請求人は、処分庁の決定に対する審査請求の趣旨として、「開示しない決定の処分の取り消しを求め全部開示または本当にこれらが無いのかを調査することを求めます。」として、原処分を取り消し、本件請求保有個人情報の全部開示を求めていると解される。

諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由

(1) 「訴訟に関する書類」の意義

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法47条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法（40条、47条、53条、299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件・開示手続等が自己完結的に定められていること、③類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共

の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、法第5章の適用除外とされたものである。

また、刑訴法53条の2は、その適用除外の対象について、「訴訟記録」だけに限らず、「訴訟に関する書類」と規定していることから、被疑事件・被告事件に関して作成された書類の全てが、同条の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴記録等も含む趣旨であると解することが相当である。

(2) 本件対象保有個人情報1が「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当することについて

本件開示請求は、特定高等検察庁の職員に対し、審査請求人が特定事件に関する告訴等に関する相談を実施した件に係る審査請求人に関する全ての記録を請求するものと解される。

通常、検察官（その指揮を受けた検察事務官を含む。以下同じ。）は、告訴状等の提出を受けたり、事件に関する相談があった場合には、告訴に係る事実が特定されているかどうかなど所要の事項を確認し、告訴の事実の特定が不十分である場合、告訴人に対し、その補正を促し、また、告訴の事実が明らかに犯罪を構成しない場合等については、告訴人にその理由を説明して検討を促すなど、直ちに告訴等の受理手続をしない場合もある。

検察官は、このような告訴状等の受理の判断に係る検討の過程において、当該告訴状に記載された事実関係の特定のため、提出者からの事情聴取を行ったり、関係資料を収集したりするほか、告訴の対象とされた者の存否や立場等を確認するために必要な捜査等を行うこととなる。

このような捜査過程において収集される各種資料等に基づく検討結果は、当該告訴状等が受理されれば事件記録につづられるのはもとより、受理されたか否かにかかわらず、典型的に秘密性が高いことが多く、その大部分が被害者や告訴等の対象とされた者等の個人に関する情報から構成されるものであることに加え、これを公にすれば、犯罪の捜査、公訴の維持その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいと認められる。

また、刑訴法53条の2規定の「訴訟に関する書類」は、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録はもとより、不受理とされた告訴に係る書類やその写しもこれに含まれると解されることについて、過去の答申において、何度となくその判断が示されているところである。

よって、本件対象保有個人情報1は、検察官が審査請求人から相談のあった事件の捜査の過程において、必要に応じて、刑訴法上認められた権限を行使し、関係資料の収集等の所要の捜査等を行う上で作成・取得されたものであり、検察官の捜査権行使の経過、結果を示す内容を有す

るものであることから、本件対象保有個人情報1は、捜査の過程で作成された告訴に関する記録に記録された個人情報であるということができ、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するものと認められる。

よって、本件対象保有個人情報1は、刑訴法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当することは明らかであり、法の適用が除外されるものと認められる。

(3) 本件対象保有個人情報2について

処分庁は、本件対象保有個人情報2の開示を求める部分については、これを作成又は取得しておらず、保有していないため、不開示決定を行った。

本件対象保有個人情報2が存在しないことについて、以下のとおり理由を述べる。

ア 本件対象保有個人情報2の不存在について

本件対象保有個人情報2の開示を求める部分について、処分庁は、これまで審査請求人から相談を受けたことがある特定高等検察庁の担当部署が保存・管理する行政文書に関して、本件対象保有個人情報2の探索を行ったが、対象となる文書が発見されなかったものであり、処分庁において、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していなかったものと認められる。

イ 対象文書を作成・取得していないことの妥当性について

特定高等検察庁行政文書管理規則（以下「規則」という。）9条によれば、「職員は、文書管理者の指示に従い、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）4条の規定に基づき、公文書管理法1条の目的の達成に資するため、特定高等検察庁における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに特定高等検察庁の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。」とされているところ、規則14条によれば、文書管理者は規則別表第1に基づき標準文書保存期間基準を定め、保存期間の設定においては、公文書管理法2条6項にいう歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書）に該当するとされた行政文書にあつては1年以上の保存期間を定めるものとされ、歴史公文書等に該当しないものであつても、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとされている。

本件請求保有個人情報である審査請求人からの相談及びその応答に係る内容は、歴史公文書等には該当しない上、意思決定過程や事務及

び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書にも該当せず、また、特定高等検察庁標準文書保存期間基準で定められた1年以上保存すべき行政文書の類型にも該当しないことから、規則9条の「処理に係る事案が軽微なものである場合」に該当するものと考えられる。

また、一般に、特定事件に関する対応であって、その経緯を文書として作成した場合、訴訟に関する書類として事件記録に編綴されることになるのであるから、法第5章の適用の対象となる保有個人情報を含む行政文書が作成されないこともあり得る。

よって、本件においても、本件対象保有個人情報2に関しては、文書管理者の判断により、その情報を含む行政文書を作成又は取得しないことも妥当であって、その結果、対象文書が不存在であることは当然の帰結である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも諮問庁の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のとおり、本件請求保有個人情報について、本件対象保有個人情報1の開示を求める部分は、刑訴法53条の2第2項の規定により、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第5章第4節の適用が除外されるため、不開示決定とし、本件対象保有個人情報2の開示を求める部分は、作成又は取得しておらず、保有していないため不開示とした原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年3月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報1について、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定の適用が除外されているとして不開示とし、本件対象保有個人情報2について、これを作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消し等を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人

情報 1 に対する法第 5 章第 4 節の規定の適用の可否及び本件対象保有個人情報 2 の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報 1 に対する法第 5 章第 4 節の規定の適用の可否について

(1) 「訴訟に関する書類」の意義

刑訴法 5 3 条の 2 第 2 項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解される場所、同項がこれを法の規定の適用から除外した趣旨及び法の適用除外の対象については、諮問庁が上記第 3 の 3 (1) で説明するとおりであり、訴訟記録に限らず、不起訴記録等も「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

(2) 「訴訟に関する書類」該当性

本件対象保有個人情報 1 は、審査請求人が特定高等検察庁の職員に対して相談した事件に関して作成・取得された文書に記録された保有個人情報のうち、刑事事件の処理の過程で作成された文書に記録された保有個人情報である。

そうすると、本件対象保有個人情報 1 に係る上記第 3 の 3 (2) の諮問庁の説明は首肯でき、本件対象保有個人情報 1 は、刑訴法 5 3 条の 2 第 2 項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するものと認められることから、法第 5 章第 4 節の規定は適用されないものである。

3 本件対象保有個人情報 2 の保有の有無について

(1) 諮問庁の説明の要旨

本件請求保有個人情報である審査請求人からの相談及びその応答に係る内容は、公文書管理法 2 条 6 項にいう歴史公文書等には該当しない上、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要な行政文書にも該当せず、また、特定高等検察庁標準文書保存期間基準で定められた 1 年以上保存すべき行政文書の類型にも該当しないことから、規則 9 条の「処理に係る事案が軽微なものである場合」に該当するものと考えられる。

また、一般に、特定事件に関する対応であって、その経緯を文書として作成した場合、訴訟に関する書類として事件記録に編てつされることになるのであるから、法第 5 章第 4 節の適用の対象となる保有個人情報を含む行政文書が作成されないこともあり得る。

(2) これを検討するに、当審査会において、諮問庁から提示を受けた上記

(1) 掲記の規則及び標準文書保存期間基準（いずれも写し）を確認したところ、上記 (1) の各規定に関する諮問庁の説明に符合する内容であると認められ、審査請求人からの相談については、「処理に係る事案

が軽微なもの」に当たるとして、同相談に係る文書は作成しなかった旨の上記（１）の諮問庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

（３）上記第３の３（３）アの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

（４）したがって、特定高等検察庁において、本件対象保有個人情報２を保有しているとは認められない。

４ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５ 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報１につき、刑訴法５３条の２第２項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第５章第４節の規定は適用されないとして不開示とし、本件対象保有個人情報２につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報１は同項に規定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められ、また、特定高等検察庁において本件対象保有個人情報２を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美

別紙 本件請求保有個人情報

「私が特定年月から現在まで特定高等検察庁事件係特定職員A，その上司特定職員B，特定検事，企画調査課特定職員Cやその上司などに電話，面談などで相談・対応などした私に関するこの時期に作られ特定高等検察庁に残る全記録（メモ，電子記録をふくむ）又上記にあげた人物が組しき内や外部団体など私に関する事で相談した記録やけっさいなど」に記録された保有個人情報